

公 告 第 26 号			公 示 送 達 書		
公 示					
下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。					
この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。					
令和8年9月14日					
兵庫県阪神南県民センター長 (西宮県税事務所)					
記					
書 類 の 根 拠 法 令		送達を受けるべき者の氏名		備 考	
地方税法の規定によりその例によることとされている 国税徴収法第54条		松 本 泰			